

企画県土警察常任委員会資料

(平成23年8月22日)

- 1 第1回鳥取・広島両県知事会議の概要について 【企画課】・・・1ページ
- 2 関西広域連合議会8月定例会及び関西広域連合委員会の概要について
【企画課】・・・2ページ
- 3 第6回新生公立鳥取環境大学設立協議会の開催状況について
【新生公立大学設立準備室】・・・11ページ
- 4 「第3次鳥取県男女共同参画計画 中間とりまとめ」に係る
パブリックコメントの実施について 【男女共同参画推進課】・・・27ページ
- 5 平成23年度普通交付税（市町村分）の交付額について
【自治振興課】・・・30ページ
- 6 次期中山間地域対策検討懇談会の開催概要について
【中山間振興・定住促進課】・・・32ページ

企 画 部

東日本大震災を受け、今後の国のあり方を考えていく中で、県境を接した鳥取、広島両県が、共通課題に対して密接な意思疎通を図り、分権型社会の実現に必要な広域連携施策に円滑に取り組む体制を構築するため、今般、本県から広島県に対し両県知事会議を申し入れ、8月8日（月）に広島市内において初めての知事会議を開催しました。その概要は、次のとおりです。

1 障がい者施策の連携

本県で取り組みを進めている「あいサポート運動」への協力と参画について、平井知事が提案し、次の事項について合意した。

- 鳥取県の「あいサポート運動」と広島県の「つながる障害者プロジェクト」等の障がい者施策の分野で具体的に連携を図っていくこと
- 広島県においても「あいサポート運動」を実施していくこと
- 障がい者アートの顕彰の場（障がい者文化祭、展示会など）を広島県と共同で実施することやアート指導員らの交流の場などの必要性について両県で検討していくこと

2 イクメンプロジェクトの連携

両県がそれぞれ取り組みを進めている「イクメンプロジェクト」について、両県での連携と、取り組みの全国展開について平井知事が提案し、次の事項について合意した。

- 鳥取県と広島県で「イクメンプロジェクト」について情報共有し、具体的に連携を図っていくこと
- イクメンプロジェクトを全国発信するなどし、他県へも運動を広げていくこと

3 首都機能の分散・バックアップ

震災後の国のあり方を考えた時に、経済分野を含めた首都機能を中国地方などの地方へ分散し、地域それぞれがその役割を担っていく必要があるのではないかと、また、根本的に分散化を進めるためには、防災面も踏まえ、ダブルネットワークなどの道路インフラ整備等をしっかり進めていく必要があるのではないかとといった観点から、平井知事が提案し、次の事項について確認した。

- 広島県は、原子力災害に関して、鳥取県と島根県が現在共同で作成している広域避難計画について協力すること
- 中国地方が、首都圏に過度に集中している機能の受け皿となり、中国地方の活力を増すような形で多極分散型の国土づくりを目指すこと
- 国の直轄事業で行っている「江府三次道路（鍵掛峠道路）」の国の予算獲得に向け、両県で連携して取り組んでいくこと
- 山陰側のミッシングリンクは、首都機能の脆弱性を高める要因の一つでもあり、山陰地方だけでなく広島県も大きな課題と認識しており、その解消に向け広島県も連携して取り組んでいくこと

4 観光連携

広島県を訪れる国内外の観光客に中国地方や四国地方へ周遊してもらうことを考え、従来型の取り組みを抜本的に見直すべきとする湯崎知事の提案に基づき、両県の観光資源を確認するとともに、今後の具体的な連携策について次のとおり合意した。

- 海外からの集客、特に、中国、韓国及び台湾への共同プロモーションを実施すること（知事によるトップセールスや、海外の映像メディアへのアプローチ）
⇒ これを受け、本日（22日）、上海市旅游局と広島県、岡山県、鳥取県が「観光に関する協力協定」を締結し、観光連携を図っていくこととしています。
- 単独県ではなく、複数の県が連携して売込戦略を検討すること（ロケを複数県で誘致したり、周遊旅行商品を提案するなど）

5 その他

次年度以降も定期的に両県知事会議を開催していくこととした。

関西広域連合議会 8 月定例会及び関西広域連合委員会の概要について

平成 23 年 8 月 22 日
企 画 課

平成 23 年 8 月 19 日に開催された関西広域連合議会 8 月定例会及びそれに先立って開催された関西広域連合委員会の概要は、次のとおりです。

1 関西広域連合議会 8 月定例会

(1) 日時及び場所

日時 平成 23 年 8 月 19 日（金） 午後 1 時～
場所 徳島県議会議場

(2) 8 月定例会の概要

① 議案について

ア 関西広域連合議会委員会条例の制定について

○ 常任委員会の設置に係る条例の制定について、原案のとおり可決された。

イ 関西広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○ 常任委員会の設置に係る規則の改正について、原案のとおり可決された。

ウ 平成 22 年度関西広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件

○ 原案のとおり可決された。

エ 平成 23 年度関西広域連合一般会計補正予算（第 1 号）の件

○ 国出先機関対策プロジェクトチームの設置に伴う人件費の増額などについて、原案のとおり可決された。

オ 関西広域連合財政調整基金条例制定の件

○ 地方財政法に基づく剰余金処分のための財政調整基金設置について、原案のとおり可決された。

カ 関西広域連合職員定数条例の一部を改正する条例制定の件

○ 国出先機関対策プロジェクトチームに対応した所要の改正（特定課題に従事する職員を 10 名以内で新たに配置）について、原案のとおり可決された。

キ 関西広域連合へ近畿経済産業局、近畿地方整備局、近畿地方環境事務所の移管を求める意見書

○ 関西広域連合が求める 3 機関の移管について、政府に対し、移管の実現に向け、果敢な行動をとるよう強く求める意見書の提出について決議された。

ク 地球温暖化防止に資する森林整備加速化・林業再生事業の拡充・延長を求める決議

○ 地方の知恵を用いて、森林・林業の再生と東日本大震災の被災地の復興を全国規模で進めることができるよう、政府に対し、基金事業である「森林整備加速化・林業再生事業」の拡充延長と、森林・林業の再生に必要な安定的な財源の確保を強く求めることについて決議された。

② 行政報告について

【各分野広域計画（中間案）】

○ 広域防災、広域観光・文化、広域産業、広域医療及び広域環境の 5 分野の担当委員から広域計画の中間案について説明があり、パブリックコメントを実施することが報告された。

2 第9回関西広域連合委員会

(1) 日時及び場所

日時 平成23年7月28日(木) 午後1時30分～

場所 大阪市内(大阪府立国際会議場)

(2) 委員会の概要

① 国出先機関対策について

- 奈良県知事から、関西広域連合の求める「丸ごと移管」について、構成府県の区域に係る国の権限の関西広域連合への移譲には異論がないこと、奈良県に係る国の権限は奈良県に移譲すること等、奈良県の考え方が説明され、意見交換を行った。
- 国から指摘のあるガバナンス強化については、移譲後にどう強化するのか等を示すなど、きちっと国に反論できるように事務的に検討することとした。
- 国出先機関と府県で重複する府県事務の切り出しについて、身近なところへ移譲という地方分権の考え方と逆の方向である、府県事務の切り出しは慎重であるべきといった意見も出され、今後、事務的に検討することとした。

② 各分野広域計画(中間案)について

- 広域防災、広域観光・文化、広域産業、広域医療及び広域環境の5分野の担当委員から広域計画の中間案について説明があり、意見交換を行った。連合議会8月定例会に報告し、パブリックコメントを実施することとした。

③ 原子力事業者との協定について

- 協定内容に盛り込む主な項目について協議し、8月中旬頃までに、関西電力に対して申し入れ(協定の締結を行うこと、隣接府県とは別途協定を締結すること、協議の場の設定)を行うことを合意した。

④ 節電対策の取組について

- 節電対策の取組状況について、関西電力の「至近の電力需給状況等」に基づき報告があった。家庭系での節電の効果が見られない状況があることから、家庭に向けた更なる節電要請を行うこととした。

⑤ 日本海の拠点港に関する要請について

- 舞鶴港及び境港を日本海側拠点港として選定することを国に求める要請書について合意した。

⑥ 広域インフラ検討会の設置について

- 関西における広域交通を検討するため、「広域インフラ検討会」を立ち上げ、企画部会(部長級で構成)と専門部会を設けること、企画部会の幹事は和歌山県、北陸新幹線検討部会の幹事は大阪府が担当することを合意した。

⑦ 中長期的なエネルギー対策について

- 滋賀県と大阪府を幹事とし、次回の委員会までに「新エネルギー検討会」の設置に係る考え方を整理することとした。また、嘉田委員提案の「再生可能エネルギー法に関する声明」を合意した。

⑧ パーキングパーミット制度の導入について

- 身体障害者等駐車場利用証制度(パーキングパーミット)の相互利用について、各府県において取り組んでいくことを確認した。

3 第10回関西広域連合委員会

(1) 日時及び場所

日時 平成23年8月19日(金) 午前11時～

場所 徳島県庁

(2) 委員会の概要

- ① 国出先機関対策について
 - 国出先機関の関西広域連合への移管に向け、内閣府と調整中の広域的实施体制の基本的枠組みや広域連合のガバナンス強化について意見交換を行った。
- ② エネルギー検討会の設置案について
 - 新たなエネルギー社会づくりに向けた検討を行うため、関西広域連合に知事レベルで構成する「エネルギー検討会」を設置することとした。
- ③ 原子力事業者への申し入れについて
 - 福島第一原子力発電所事故災害の教訓として、地域の安全性確保と電力の安定的な確保のため、関西電力・中国電力・四国電力に対して行った協定締結の申し入れについて報告があった。
- ④ 連合協議会の開催について
 - 関西広域連合の運営に当たり、広域計画や実施事業、関西の課題と今後のあり方等を踏まえた広域連合の将来像について住民等から幅広く意見を聴取するため、関西広域連合協議会を9月24日に開催する予定であることについて報告があった。
- ⑤ 規約改正(資格試験への徳島県の参加に伴う)について
 - 徳島県が平成24年度から資格試験・免許等分野に参加することについて報告があった。

中国電力株式会社

取締役社長 荻田知英 様

原子力発電等に関する申し入れ

平成 23 年 8 月 8 日

関西広域連合

申 入 書

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、東北地方を中心に甚大かつ深刻な被害を与える大災害となっています。

中でも、東京電力福島第一原子力発電所で発生した原子力災害は、国家的な電力供給の不安はもとより、放射性物質の拡散によって、住民の被ばくや長期にわたる避難、大気や水質、農林水産物の汚染などをもたらし、国民生活や周辺環境に重大な影響を与えています。

関西は、2,000万人を超える人々の生活が営まれ、豊かな環境や水源を与えてくれる琵琶湖をはじめ、我が国を支える産業や多彩な都市機能、世界に誇る歴史遺産、個性的な農林水産業などが集積する我が国の中核地域です。

原子力発電については、貴社において万全の安全管理の下で事業が行われていると考えていますが、このたびの福島第一原発事故に鑑み、より一層関西府県民の信頼と安心を高めていくことが必要と考えます。

このため、貴社と関西広域連合との原子力発電に関する協定を締結したく申し入れます。

- 1 原子力発電に関し、次の事項を目的とする協定を関西広域連合と締結すること
 - ①原子力発電所周辺地域の安全確保に向けた情報提供の徹底
 - ②再生可能エネルギーの開発・導入に向けた取組の促進
 - ③省エネルギーの取組促進
- 2 協定の締結や情報交換を行うための協議の場を早急に設けること
- 3 原子力施設立地県に隣接する府県と安全に関する協定の締結について協議すること

平成23年8月8日

関西広域連合

連 合 長	兵庫県知事	井 戸 敏 三
副連合長	和歌山県知事	仁 坂 吉 伸
委 員	滋賀県知事	嘉 田 由紀子
委 員	京都府知事	山 田 啓 二
委 員	大阪府知事	橋 下 徹
委 員	鳥取県知事	平 井 伸 治
委 員	徳島県知事	飯 泉 嘉 門

京都舞鶴港及び境港の日本海側拠点港選定
を求める要請書

平成23年8月

関西広域連合

京都舞鶴港及び境港の日本海側拠点港選定を求める要請書

近年、中国、韓国、ロシア等の日本海周辺の対岸諸国は、著しい経済発展を遂げ、中国が米国を抜いて我が国最大の貿易相手国となるなど、双方の経済関係は、年々深まりつつある。これらの諸国と地理的に有利な位置にある関西の日本海側港湾においては、今後、対岸諸国との交流が一層活発化するものと考えられ、関西圏における日本海側ゲートウェイとして、物流・人流機能の一層の強化が必要である。

一方、東日本大震災は、我が国の危機管理や被災時の持続的な経済活動のあり方に大きな教訓を残したところであり、関西圏においても、東海地震や東南海・南海地震など、潜在的な危機への十分な備えが喫緊の課題である。東日本大震災では、日本海側港湾が被災した太平洋側港湾の代替機能を果たしたところであり、関西圏においても、日本海側港湾の機能強化を進め、国際コンテナ戦略港湾に選定された阪神港をはじめ、太平洋側港湾との機能分担と相互補完によるリダンダンシーの強化が重要である。

関西広域連合においては、関西で優先的に機能を強化すべき将来性のある日本海側港湾として、京都舞鶴港及び境港を位置付け、関西経済圏の日本海側ゲートウェイとしての機能強化等について、具体的な検討を進めることとしている。

このため、現在進められている日本海側拠点港選定において、京都舞鶴港及び境港を、国際海上コンテナ、国際フェリー等の機能を担う拠点として選定されるよう、政府に対し強く要請する。

平成23年8月

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸 敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂 吉伸
委員	滋賀県知事	嘉田由紀子
委員	京都府知事	山田 啓二
委員	大阪府知事	橋下 徹
委員	鳥取県知事	平井 伸治
委員	徳島県知事	飯泉 嘉門

再生可能エネルギー法に関する声明

3月11日の東日本大震災を受けて、関西広域連合では、地域自立性が高く、かつ安定的なエネルギー供給構造の確立をめざして、現在策定中の「関西広域環境保全計画」の中に、再生可能エネルギーの普及を盛り込む。また「関西広域産業ビジョン（仮称）」の中には、新エネルギー産業等の環境関連産業振興により経済成長を図り、国際展開を図る戦略も盛り込む。

日本におけるこれまでの再生可能エネルギーの導入については、「総論賛成」「各論普及阻止」の色合いが濃厚であり、その典型が再生可能エネルギーの導入に上限（キャップ）を設けた、2004年の「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」（RPS法）である。

現在、化石燃料を輸入に頼る中で、できるだけ早く「純国産資源」である太陽や風力、地熱やバイオマス等によるエネルギーが日本の産業や暮らしの基幹エネルギーに占める割合を大きくすることが日本の国家的利益であることは論を待たない。化石燃料や原発コストの再計算もしないまま、一時的な価格上昇を理由に再生可能エネルギーの普及を阻止することは、未来世代への冒涇であり、裏切りでもある。

そこで、現在、国会で議論される「再生可能エネルギー法」の導入にあたっては、下記3点を盛り込むよう強く要望する。

- 1 再生可能エネルギーの買取価格および期間については、地域の実情に見合った電源種別の事業収益性を考慮した設定にすべきである。また、既存施設にも適用すべきである。
- 2 太陽光を各地域で爆発的に普及させるには、住宅用についても余剰電力買取ではなく、全量買取とすべきである。
- 3 電気事業者が接続拒否をする場合は、拒否要件を限定的なものとし、具体的に明示すべきである。例えば、供給の不安定性や買取量により接続の拒否をしないこと。

平成23年7月28日

関西広域連合

連 合 長	井戸 敏三（兵庫県知事）
副連合長	仁坂 吉伸（和歌山県知事）
委 員	嘉田由紀子（滋賀県知事）
委 員	山田 啓二（京都府知事）
委 員	橋下 徹（大阪府知事）
委 員	平井 伸治（鳥取県知事）
委 員	飯泉 嘉門（徳島県知事）

第6回新生公立鳥取環境大学設立協議会の開催状況について

平成23年8月22日
新生公立大学設立準備室

8月9日、第6回新生公立鳥取環境大学設立協議会を開催し、公立大学法人鳥取環境大学の定款案等を取りまとめたので、その状況を報告します。

1 設立協議会の資料について

(1) 公立大学法人の経営体制について

- ① 公立大学法人鳥取環境大学の運営体制図 資料1
- ② 公立大学法人鳥取環境大学定款の概要 資料2
- ③ 公立大学法人鳥取環境大学の組織運営に関する定款と公立大学法人規程との仕分けについて 資料3
- ④ 新生公立鳥取環境大学運営協議会の規約の概要 資料4
- ⑤ 新生公立鳥取環境大学の経営体制について 資料5
- ⑥ 公立大学法人鳥取環境大学の役員、審議会委員の選任のメルクマール . . . 資料6

(2) 財産の取扱いについて . . . 資料7

(3) 経営見直しについて . . . 資料8

(4) 受験生の動向について . . . 資料9

2 委員からの主な意見

- ・オープンキャンパスで受験生等の手応えを感じた。この取組を継続することと、就職対策の強化を行うことが必要。
- ・理事長兼学長の選考は設置者だけで判断するというのではなく、事実上の「学長選考会議」的なものをつくって、御意見をいただきながら客観性を持って判断していくべきではないか。
- ・県外の高校生が学生の多数を占めてしまわないよう、県内の受験生へのPRを教育委員会や私学とも連携の上積極的に行ってほしい。
- ・県外に比べて県内はまだ関心の薄さを感じる。地元経済界や県民一般へのPRを行うべき。
- ・秋田の国際教養大学の取組を参考にし、語学教育の強化など国際人材の育成に取り組んでほしい。
- ・中期目標（法人の達成すべき目標）について、9月か10月という早いタイミングで骨子を議会等に示し、議論をいただくようにしてほしい。
- ・就職対策について、公立大学卒業生になる今の在学生から教職員一丸となってしっかり取り組んでほしい。

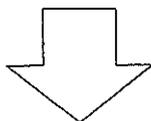
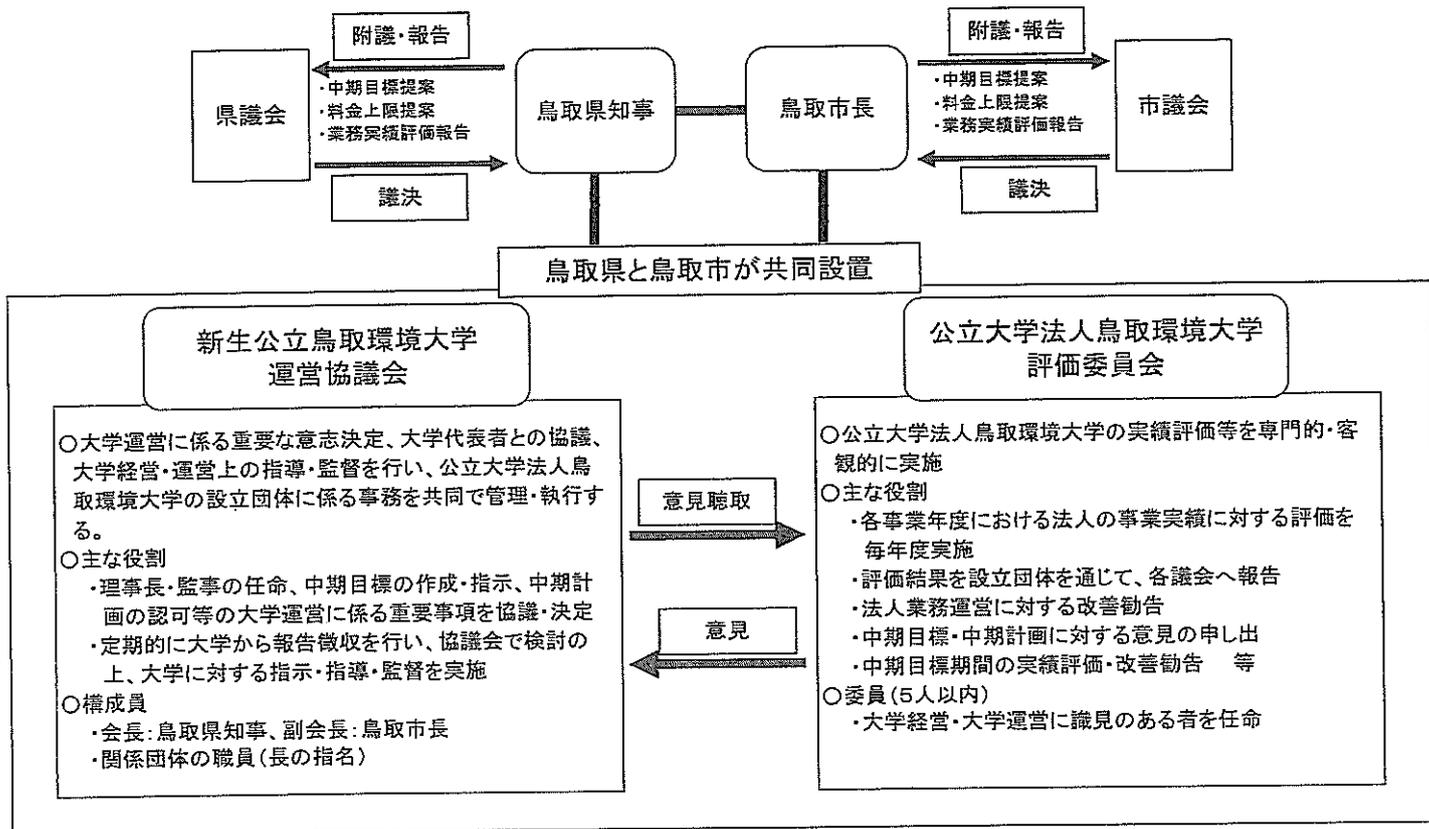
3 今後の取組

今回とりまとめた、

- ・公立大学法人鳥取環境大学定款の制定について
- ・新生公立鳥取環境大学運営協議会及び公立大学法人鳥取環境大学評価委員会の設置に関する協議について
- ・負担付きの寄附を受けることについて
- ・財産を出資の目的とすることについて
- ・公立大学法人鳥取環境大学の重要な財産に関する協議について

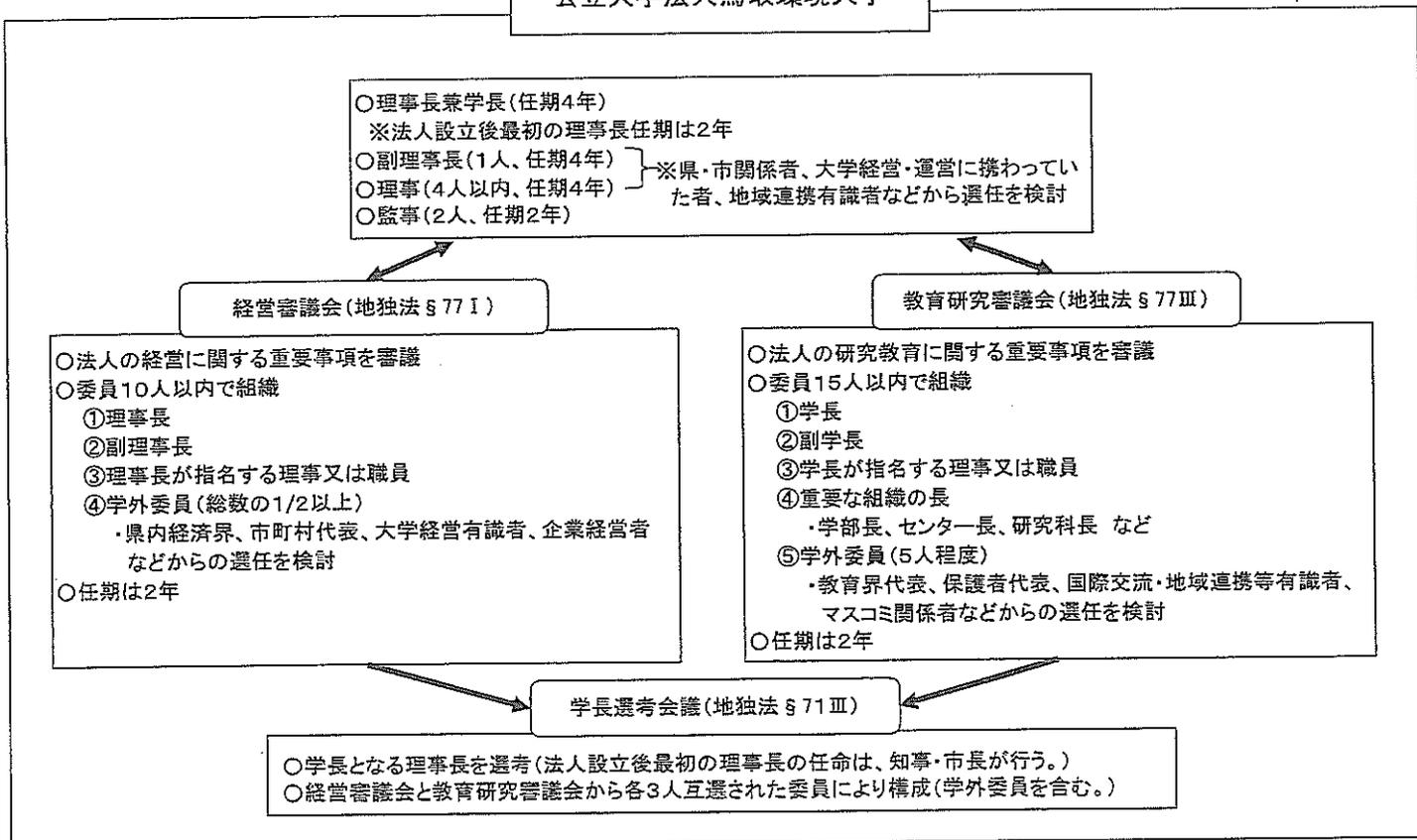
について、9月開会予定の鳥取県議会及び鳥取市議会にそれぞれ提案し、御審議いただく予定。

公立大学法人鳥取環境大学の運営体制図



大学経営・運営のチェック、指導・監督を行い、大学運営をリード

公立大学法人鳥取環境大学



公立大学法人鳥取環境大学定款の概要

1 総則（第1条―第8条）

(1) 目的

未来社会の持続的発展を支えるため、環境に恵まれた鳥取のフィールドを舞台に、環境マインドと経営感覚に優れ、この地域における自然環境や人と人とのつながりを原点においたローカルな視点を保ちながら、これからの日本や世界が進むべき方向をグローバルに思考し、地域を担い世界に羽ばたく人材の育成を行う。

(2) 名称

公立大学法人鳥取環境大学（以下「法人」という。）

(3) 設立団体

鳥取県及び鳥取市

(4) 法人の責務

法人は、鳥取県及び鳥取市が設立することに鑑み、鳥取県民及び鳥取市民（以下「県民等」という。）に支えられる法人であることを理解の上、積極的に地域社会の発展に貢献することにより、県民等の期待にこたえとともに、法人の運営状況、財政状況その他の情報の透明性を確保し、県民等の信頼を得るよう努めなければならない。

(5) 事務所の所在地

鳥取市

(6) 法人の種別

特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人

2 役員（第9条―第13条）

(1) 定数

理事長1人、副理事長1人、理事4人以内、監事2人以内

(2) 職務

理事長	法人を代表し、その業務を総理
副理事長	理事長を補佐して法人の業務を掌理
理事	理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理
監事	法人の業務を監査し、必要があると認めるときは、理事長、知事又は鳥取市長に意見提出

(3) 任命

理事長	法人の申出（※）に基づき、県知事及び鳥取市長が協議の上行う 理事長は大学の学長となるものとする ※法人の申出は、学長となる理事長を選考するために法人に設置される学長選考会議の選考による。
副理事長及び理事	理事長が行う
監事	知事及び鳥取市長が協議の上行う

(4) 任期

理事長	2～6年の範囲内で、学長選考会議の議を経て、法人の規程で定める、再任可 ※ただし、最初の理事長任期は2年とする。
副理事長及び理事	6年を超えない範囲内で法人の規程で定める、ただし、当該副理事長及び理事を任命する理事長の任期の末日以前とする、再任可
監事	2年、再任可

3 審議機関

(1) 経営審議機関（第14条―第18条）

①法人の経営に関する重要事項を審議するため、経営審議会を置く。

②経営審議会は、委員10人以内で組織する。

③委員は、次のとおりとする。

- ・理事長
- ・副理事長
- ・理事長が指名する理事又は職員
- ・学外委員

④学外の幅広い意見を反映させるため、委員の総数の2分の1以上を学外委員とする。

(2) 教育研究審議機関（第19条―第23条）

①大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究審議会を置く。

②教育研究審議会は、委員15人以内で組織する。

③委員は、次のとおりとする。

- ・学長となる理事長
- ・副学長
- ・学長が指名する理事又は職員
- ・学部、研究科その他の教育研究上の重要な組織の長
- ・学外委員

④学外の幅広い意見を反映させるため、委員総数の5人程度を学外委員とする。

(3) 審議機関の審議事項等

経営審議会	教育研究審議会
①中期目標についての意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの	①中期目標についての意見に関する事項（法人の経営に関するものを除く。）
②中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの	②中期計画及び年度計画に関する事項（定数その他の法人の経営に関するものを除く。）
③学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項	③学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
④予算の作成及び執行並びに決算に関する事項	④教員の人事に関する方針及び基準に係る事項（法人の経営に関するものを除く。）
⑤人事に関する方針及び基準に関する事項のうち、定数その他の法人の経営に関するもの	⑤教育課程の編成に関する方針に係る事項
⑥組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項	⑥学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
⑦その他法人の経営に関する重要事項	⑦学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
	⑧教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
	⑨その他大学の教育研究に関する重要事項

4 業務の範囲及びその執行（第24条―第25条）

(1) 業務の範囲

- ・大学を設置、運営
- ・学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助

- ・法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動
- ・公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供
- ・大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進 等

(2) 業務の執行方法

業務の執行に関し必要な事項は、定款のほか、業務方法書の定めるところによる。

5 資本金等（第26条－第27条）

(1) 資本金

県及び鳥取市が出資する資産（土地及び建物）について、法人設立の日現在における時価を基準として県及び鳥取市が評価した価額の合計額

(2) 残余財産

法人が解散した場合、債務を弁済してなお残余財産がある場合、その残余財産は県及び鳥取市に帰属

6 その他

(1) 施行

定款は、法人設立の日から施行

公立大学法人鳥取環境大学の組織運営に関する定款と公立大学法人規程との仕分けについて

区 分	定 款	公立大学法人規程
組織運営		
役員 定数	理事長 1人 副理事長 1人 理事 4人以内 監事 2人以内	
役員の任命 理事長 ※最初の理事長任命 副理事長、理事 監事	法人の申出に基づき知事・市長が行う 申出は学長（理事長）選考会議による ※法人の申出によらず、知事・市長が行う 理事長が任命 知事・市長が任命	
役員の任期 理事長 ※最初の理事長任期 副理事長、理事 監事	2年以上6年を超えない範囲 ※2年 6年を超えない範囲 2年 ・学長（＝理事長）の任期は、地方独立行政法人法上は2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考機関の議を経て、法人の規程で定めることとなっているため、その任期は法人規程で定める。※ただし、大学設置後最初の学長任期は、6年を超えない範囲内において定款で定める。 ・また、副理事長及び理事の任期も、地方独立行政法人法上6年を超えない範囲内で理事長が定めることとなっているため、その任期は法人規程で定める。	理事長の任期 4年 副理事長、理事の任期 4年
経営審議会		
組織 構成 委員任期	委 員 10人以内 構成員 ①理事長 ②副理事長 ③理事長が指名する理事又は職員 ④学外委員 学外委員数 総数の1/2以上 2年	④学外委員の範囲 ・県内経済界、市町村代表者、 大学経営に携わっている者、企業経営者などから選任
教育研究審議会		
組織 構成 委員任期	委 員 15人以内 構成員 ①学長 ②副学長 ③学長が指名する理事又は職員 ④学部・研究科その他の教育研究上の重要な組織の長のうち規程で定める者 ⑤学外委員 学外委員数 5人程度 2年	④重要な組織の長 ・学部長、センター長、研究科長など ⑤学外委員の範囲 ・教育関係者、保護者、国際交流・地域連携等有識者、マスコミ関係者などから選任
設立団体への報告		・法人運営上重要な事項について設立団体の長に報告を行う

新生公立鳥取環境大学運営協議会の規約の概要

1 目的

鳥取県及び鳥取市が、公立大学法人鳥取環境大学（以下「法人」という。）の設立団体に係る事務を共同で管理し、及び執行し、又はこれらの事務の管理及び執行について相互に連絡調整を図ることを目的とする。

2 名称

新生公立鳥取環境大学運営協議会

3 設置団体

鳥取県、鳥取市（以下「関係団体」という。）

4 主な担当事務

○次に掲げる事務を管理し、及び執行する。

(1) 地方独立行政法人法に規定する事務のうち、次に掲げるもの

項 目	内 容
○地方独立行政法人法第90条第1項に規定する権限の行使に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長、監事の任命 ・ 設立団体の長による役員解任 ・ 業務方法書の認可 ・ 料金徴収の際の料金の上限の設定 ・ 中期目標の作成、指示、公表 ・ 中期計画の認可、変更命令 ・ 中期目標の期間の終了時の検討 ・ 財務諸表の承認 ・ 会計監査人の選任、解任 ・ 毎事業年度及び中期目標期間終了後の剰余金又は積立金の使途の承認 ・ 限度額を超える短期借入金の承認、年度返還できない場合の借り換えの承認 ・ 重要な財産の譲渡、担保に供する場合の認可 ・ 役員が営利企業等への関与の承認 ・ 理事長の任命（特例） ・ 学長となる理事長の法人成立後の最初の任命 ・ 法人に対する報告徴収、立入検査 ・ 法人又は役員に対する違法行為等の是正措置の命令
○地方独立行政法人法第90条第2項に規定する条例又は規則で定めるものとされている事項を定めることに関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務方法書に記載すべき事項 ・ 中期計画の作成、中期計画に定める業務運営に関する事項 ・ 年度計画の作成 ・ 中期目標に係る事業報告書 ・ 財務諸表の作成、閲覧期間 ・ 納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項の規定 ・ 財産に認可・議決の必要な重要な財産の規定 ・ 地方独立行政法人の財務及び会計に関する必要事項の規定
○設立団体の長への意見提出、報告等の受理に関する事務	
○公立大学法人鳥取環境大学評価委員会（以下「委員会」という。）への意見聴取、報告の受理、意見の申出の受理、届出の受理に関する事務	

(2) 法人の適正な運営を確保するために必要な指導等に関する事務

(3) 委員会の庶務に関する事務

(4) 協議会の目的を達成するために必要な事務

○前項に掲げるもののほか、協議会は、法人の設立に係る事務の管理及び執行に関する連絡調整を行う。

5 事務所の所在地

協議会の事務所は、会長の属する団体の事務所に置く。

6 会長及び副会長

会長は鳥取県知事、副会長は鳥取市長をもって充てる。

7 委員

関係団体の長が協議の上、関係団体の職員の中から、関係団体の長が指名した者をもって充てる。

8 地方独立行政法人評価委員会

法第 11 条第 1 項の地方独立行政法人評価委員会として、関係団体は共同して、公立大学法人鳥取環境大学評価委員会を設置する。

(1) 委員 5人以内

(2) 委員長及び副委員長 委員の互選により選任

(3) 委員会の執務場所 会長の属する団体の事務所

[参考] 評価委員会の主な権限 (地方独立行政法人法)

項目	内容
法人運営の目標及び計画に対する意見	・ 設立団体の長による中期目標の作成・変更の際の意見 ・ 中期計画の作成・変更に対して設立団体の長が認可する際の意見
法人運営結果の評価と意見	・ 各事業年度及び中期目標期間における業務の実績についての評価 ・ 業務実績の評価を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告 ・ 中期目標期間終了後、法人業務の継続の必要性等を設立団体の長が検討する際の意見
法人運営規程に対する意見	・ 役員の報酬等の支給基準に関する設立団体の長に対する意見

9 職員

協議会の担任する事務に従事する職員 (以下「職員」という。) は、設立団体の職員のうちから選任する。

10 経費の支弁の方法

協議会の事務の管理及び執行に要する経費は、関係団体が負担

11 協議会規程の公表

協議会規程を定めたときは、鳥取県公報に登載して公表するものとする。

12 設置時期

関係団体の長が協議により定める日

新生公立鳥取環境大学の経営体制について

I 理事長・学長一体型の理由

- ①鳥取環境大学改革案評価・検討委員会は、今までの鳥取環境大学の運営体制の課題として、
- ・理事長（経営）と学長（教学）との連携が必ずしも十分でなかったこと
 - ・このため教職員を含めた大学全体の一丸となった協力体制が構築できなかったこと
 - ・内部手続きに時間を要し、機動的な運営ができなかったこと
- を指摘しており、この課題を解決する体制が必要であること
- ②今回の大学改革においては、公立大学法人化と同時に、学部学科の改編を実施し、教学面でも大きな変化を加えるほか、国際交流、地域貢献といった面でも力を入れるべきであり、この面からも教学と経営が密接不可分に一体化した大学運営が必要であること
- ③同規模の他の公立大学においては、理事長と学長を同一にしている例が多い。
→ 17大学中、13大学（76.5%）
- 小規模な鳥取環境大学において、理事長、学長を別に配置するのは、別配置にかかる人件費が増となる上に、組織が肥大化する恐れが大であり、できる限りコンパクトな組織体制が望ましい

以上により、公立化時における役員体制としては、理事長・学長一体型を採用し、理事長（学長）のリーダーシップのもと、迅速かつ機動的な意志決定、大学運営が可能となるシステムを導入する

II 経営面の強化措置

一方で、「理事長＝学長」の体制では、一般的に、大学経営より教学面に力点が置かれがちで、経営面に弱さがあるという意見が議会でも指摘されており、このため、経営面の強化策として次の方策を講ずる

- ①知事・市長をメンバーとする法定協議会を設置し、重要な意志決定、大学運営には大学側の代表者と協議を実施し、この機関を通じて、公立大学法人に対し、大学経営・運営上の指導、監督を行い、大学運営をリードする

②公立大学法人組織内においても、引き続き役員、職員として県・鳥取市の関係者を配置し、設立主体である県、市との緊密な連携、教育・研究活動、大学運営など様々な場面での協働を強める

③大学の特殊性を踏まえた経営、社会情勢の変化にすばやく対応する経営を実現するため、役員及び経営審議会のメンバーに他の大学で経営に携わっていた人などの外部有識者の登用を検討する

【選任を検討している役員、経営審議会委員】

- ・他大学で経営、運営に携わっていた者
- ・私学関係者
- ・市町村長の代表者
- ・経済界（企業経営者）
- ・マスコミ

など

Ⅲ 県議会、市議会の関与

公立大学法人の中期目標の制定・変更に関する議決、各年度の実績評価の報告の聞き取り、毎年度予算議案の運営費交付金の審議等を行う仕組みを構築し、毎年度継続的に議会の意志が反映されるシステムを導入する

公立大学法人鳥取環境大学の役員、審議会委員の選任のメルクマール

1 大学役員○理事長（学長）○副理事長、理事（事務局長）

県（市）関係者を充て、設置団体の意向反映、連携・協働を強化

○理事（大学運営担当（非常勤）2名）

他県の私立大学等で大学経営や運営を経験した者、企業経営者を招き、経営の専門性を注入

私立大学の学長経験者、私立学校法人の役員、企業経営者 など

○理事（地域連携・国際交流担当）

県内の地域連携・国際交流に識見を有する者を選任

2 経営審議会委員○学内委員 4名程度

理事長（学長）、副理事長、理事

○学外委員 6名程度

・ 県内経済界

県内経済団体の代表者、企業経営者 など

・ 市町村代表

県内市町村の首長

・ 大学経営有識者

他大学の学長・役員（事務局長）等経験者 など

・ 企業経営者

大手企業等で経営を経験した者 など

3 教育研究審議会委員○学内委員 10名程度

学長（理事長）、理事、学部長、センター長、研究所長等

○学外委員 5名程度

・ 教育関係者

県、市教育長

・ 保護者代表

高校PTA関係者

・ 国際交流、地域連携等有識者

県内の地域連携・国際交流等に識見を有する者

・ マスコミ関係者

地元新聞、放送局 など

公立大学法人鳥取環境大学設立に伴う財産関係の扱いについて

◆基本財産について

1 学校法人鳥取環境大学からの寄附申込

平成23年7月25日に開催された鳥取環境大学理事会において、下記財産を学校法人鳥取環境大学から鳥取県及び鳥取市に寄附を行うことが議決され、7月28日に寄附申込がなされた。

〔条件：この財産を公立大学法人鳥取環境大学の設立のために鳥取県及び鳥取市が出資すること
鳥取県と鳥取市の持分はそれぞれ2分の1とすること〕

(1) 土地 (単位：円)

区分	面積	取得価格	23年度末簿価(予定)	鑑定評価額
校舎等敷地	175,319.45 m ²	5,792,553,636	5,792,553,636	3,576,520,000
学長宅敷地	344.47 m ²	17,223,000	17,223,000	14,120,000
教員住宅敷地	7,000.02 m ²	215,845,616	215,845,616	141,400,000
計	182,663.91 m ²	6,025,622,252	6,025,622,252	3,732,040,000

(2) 建物 (単位：円)

区分	延床面積	取得価格	23年度末簿価(予定)	鑑定評価額
校舎	26,608.64 m ²	7,450,705,460	4,491,043,468	5,028,300,000
学長宅	141.55 m ²	30,292,837	14,110,099	16,000,000
教員住宅	1,646.90 m ²	447,592,465	303,240,412	280,860,000
計	28,397.09 m ²	7,928,589,762	4,808,393,979	5,325,160,000

2 負担付き寄附の受納及び財産の出資について

鳥取県及び鳥取市は、学校法人鳥取環境大学から寄附申込のあった土地及び建物について、受納し、公立大学法人鳥取環境大学へ出資する議案を9月議会に提案し、承認を得る予定。

なお、8月4日に鳥取県財産評価審議会が開催され、評価額が確定した。

◆その他の財産の取り扱いについて

以下の方向で、検討・調整をする。

- 国庫補助金受けて整備した施設（BDF 精製センター、サステナビリティ研究所）については、学校法人から公立大学法人へ寄附
- 金融資産以外の図書、機器備品等は、学校法人から公立大学法人へ寄附
- 金融資産については、経営安定化、新たな設備投資、教育研究活動向上のための設備充実に充てるため、約12～14億円を学校法人から公立大学法人へ寄附。併せて、公立化後は、鳥取県及び鳥取市が設置者として責任をもって運営する経費を負担することを鑑み、各10億円程度を学校法人から鳥取県及び鳥取市へ寄附

なお、金融資産の一部として、有価証券を27億円程度保有（平成23年2月末現在）
公債11億円、保証債1億円、財投債2億円、社債3億円、
仕組債3億円、外債4億円、投信3億円
これらについては、現金化を基本としながら、金融機関等の意見も踏まえ処分方法を決定し、
県・市、新公立大学法人に引き継ぐ

◆公立大学法人鳥取環境大学設立後の重要な財産の取り扱いについて

地方独立行政法人は、重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならないとされている。

公立大学法人鳥取環境大学における重要な財産の基準は、鳥取県条例の基準と同様に、予定価格7,000万円以上の不動産（土地については2万㎡以上のものに限る）若しくは動産又は不動産の信託の受益権としたい。

最新の経営見通しについて

新生公立大学設立準備室

【最新の試算】

(単位:百万円)

		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	
収入(授業料、寄付金、補助金等) <A>		1,115	1,022	1,110	521	586	645	672	685	687	685	682	679	676	
支出	人件費	738	677	830	822	833	821	828	822	823	800	801	801	802	
	教育研究経費・管理経費	519	495	939	609	501	503	499	720	701	701	701	701	731	
	内訳	教育・研究環境の充実経費 (研究費、教材費の増)	0	0	0	17	20	20	22	23	24	24	24	24	24
		魅力づくり関係経費 (ダブルスクール、就職支援等)	0	0	20	136	84	92	93	93	93	93	93	93	93
		その他教育関係経費、 管理運営費	519	495	919	455	396	391	384	604	584	584	584	584	614
県・市への寄付金額			2,000												
支出計 		1,258	1,172	3,769	1,431	1,334	1,324	1,327	1,542	1,524	1,501	1,502	1,502	1,533	
交付税措置額(国→県、市) <C>					886	951	995	984	971	962	946	928	911	895	
収支差額 + 交付税措置額 <A - B> + <C>					△ 23	204	316	328	113	124	129	108	88	37	
措置必要額 ※毎年度の収支を割り込まずに運営するため、 最低必要となる額					886	747	679	655	858	837	816	820	824	857	
保有資産等の総額				3,277	3,254	3,458	3,774	4,102	4,216	4,340	4,470	4,578	4,666	4,703	
大学保有資産額				1,277	1,254	1,254	1,254	1,254	1,254	1,254	1,254	1,254	1,254	1,254	1,254
その他留保額				2,000	2,000	2,204	2,520	2,848	2,962	3,086	3,216	3,324	3,412	3,449	

H23末で保有すると想定される資産総額

(参考)総合的改革案時点(H22.12月)の試算

(単位:百万円)

		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	
収入(授業料、寄付金、補助金等) <A>		1,115	1,053	932	527	592	652	710	727	729	727	724	722	719	
支出	人件費	738	684	684	958	905	963	911	881	850	768	757	776	783	
	教育研究経費・管理経費	519	485	613	631	518	524	510	723	703	703	703	703	751	
	内訳	教育・研究環境の充実経費 (研究費、教材費の増)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		魅力づくり関係経費 (ダブルスクール、就職支援等)	0	0	50	120	56	63	63	63	63	63	63	63	63
		その他教育関係経費、 管理運営費	519	485	563	511	461	461	447	660	640	640	640	640	688
支出計 		1,257	1,169	1,297	1,589	1,423	1,487	1,421	1,604	1,553	1,471	1,460	1,479	1,534	
交付税措置額(国→県、市) <C>					890	962	1,013	1,054	1,045	1,035	1,018	1,000	981	963	
収支差額 + 交付税措置額 <A - B> + <C>					△ 172	131	178	343	168	211	274	264	224	148	
措置必要額 ※毎年度の収支を割り込まずに運営するため、 最低必要となる額					1,062	831	835	711	877	824	744	736	757	815	
保有資産等の総額				3,277	3,105	3,236	3,414	3,757	3,925	4,136	4,410	4,674	4,898	5,045	

H23末で保有すると想定される資産総額に時点修正

[総合的な改革案策定時からの主な環境変化、変更・追加点]

<収入>

- ◆H23入学生が増加しことによる学納金の増額(150名想定 → 223名)
- ◆入学金について、現行額を基準として、県外250千円、県内125千円と設定
- ◆交付税措置単価について、県及び市の共通単価が設定される方向で検討が進められているため、暫定的に県と市の間値で設定

<支出>

- ◆教育・研究環境を充実するため、教育関係経費(研究費、教材費)を拡充
- ◆魅力づくり関係経費について、ダブルスクールの充実、就職開拓員の増員、西部の学生への対応強化を拡充
- ◆人件費の見直し、圧縮 等
 - ・H22.12月時点に示した方策(経営改善への取組みの継続実施)の具体化
 - 給与制度を県等に準じた内容に見直し、あわせて抑制措置を講じる
 - ※全学年において定員が充足するまでは、収入の減少に鑑みて給与の抑制措置を継続して実施
 - ・退職金をH23末時点で全教職員に支払う
 - ※公立化以降は必要額を運営費交付金に算入することとし、積立ては行なわない
 - ・教員定数については、大学院改編に伴う体制充実、地域貢献の強化、学生に対する教育レベルの維持を図るため、TORCとの融合を行い、全期間を通じ56名体制を維持
- ◆現在保有している資産のうち、公立化当初の学生定員が充足までの経営安定化資金や、新たな設備投資、教育研究活動の向上のための設備の充実等に係る部分を残し、県、市に各10億円寄付

[H22.12月時点で算定した試算における主要な前提条件]

- ・交付税単価は、過去5年間の減額率の平均値(約2%)で毎年度減少
- ・毎年度の定員充足率は100%、受験者は定員の2倍確保

受験生の動向について

平成24年度入試に向けた受験生や高校教員の反応など、現在の受験生の動向について、次のとおり報告します。

○オープンキャンパス(大学公開)

	平成23年度	平成22年度
6月12日(日)	全体参加者 264名	全体参加者 104名
	受験対象者 138名 (昨年の4.3倍)	受験対象者 32名
	一般来場者 126名	一般来場者 72名
8月6日(土)、 7日(日)	全体参加者 675名	全体参加者 264名
	受験対象者 373名 (昨年の2.4倍)	受験対象者 151名
	一般来場者 302名	一般来場者 113名

※平成22年度8月は3日間の開催合計

○資料請求者

・今年5月以降は、昨年同月と比べて2倍以上の資料請求者となっている。

	年間合計	4~7月合計	4月	5月	6月	7月
平成23年度	—	1,784人	167人	361人	629人	627人
平成22年度	2,869人	912人	131人	168人	304人	309人

○大手予備校による模擬試験の結果、反応

- ・5月、6月に実施した河合塾、ベネッセの模擬試験で、鳥取環境大学を志望する受験生が昨年に比べ増加している。
- ・河合塾では、全国各地で開催する教員向け説明会において、今年度のトピックスとして、「鳥取環境大学の公立化」を挙げている。

○高校・予備校訪問

- ・今年、県外の高校訪問校を大学への進学率が約4割以上の高校に絞り、6月から7月にかけて、中四国を中心に関西、九州地方の高校516校(昨年387校)を訪問した。
- ・島根県、岡山県の高校では「公立大学であれば県外であっても進学先となる」「生徒に勧める」「志願者が増える」という声が多かった。
- ・高校訪問に併せ、都市圏の大手予備校21校を訪問した。予備校にとって、国公立大学の合格実績は生徒確保に大きく影響するため、最近、大手予備校からまとまった数の資料(募集要項等)請求がきている。

○進学相談会、高校教員説明会

	平成23年度	平成22年度	備考
進学相談会	191名 (23会場)	46名 (15会場)	大手予備校(四国)の要望により、予備校主催の相談会にも参加。 9月以降に16会場で開催予定
高校教員説明会	延べ98校、 117名 (7会場)	延べ26校、 31名 (2会場)	アンケート結果では、「受験を積極的に勧める」「進学先の一つとして勧める」等の意見が多数あった。 次回は、9月以降に開催予定。

○県外高校の来学、PTAの講演実施・来学等

県外高校	岡山県2校、兵庫・徳島・香川・熊本県各1校	※これまでほとんどなかった県外高校、PTAの来学が増加
PTA	県内高校PTA来学、県内高校PTA講演実施、島根県1校講演実施、兵庫県内高校でのPTA主催の進学相談会	

「第3次鳥取県男女共同参画計画 中間とりまとめ」に係る パブリックコメントの実施について

平成23年8月22日
男女共同参画推進課

鳥取県男女共同参画計画は、男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を定める基本的な計画です。本県においては、鳥取県男女共同参画推進条例により、議会の議決を経て計画を策定することとしています。

平成19年3月に「第2次鳥取県男女共同参画計画（平成19～23年度）」を策定し、男女共同参画施策を推進してきましたが、計画期間が平成24年3月で終了することから、昨年7月に知事から鳥取県男女共同参画審議会に諮問がなされ、昨年度から審議会で議論を重ね、「第3次鳥取県男女共同参画計画 中間とりまとめ」を行いました。

については、広く県民の意見を求めるためにパブリックコメントを実施しますので報告します。

1 中間とりまとめの概要

(1) 計画の考え方

ア 審議会委員や自治体管理職の女性割合は増加し、県内全市町村で男女共同参画計画が策定されるなど成果があった一方で、固定的性別役割分担意識は根強く、地域や職場などでの方針決定過程への女性の参画は低いなど、様々な課題の解決に向けて取組を進める必要がある。

イ 平成22年12月に策定された国の第3次男女共同参画基本計画を踏まえ、少子高齢化の進展、家族や地域社会の変化、社会経済の変化などに対応し、さらに男女共同参画を推進する必要がある。

ウ 策定にあたっては、①女性の参画による社会全体の活性化、②男性にとっての男女共同参画、③男女共同参画の推進による地域活力の創造、④男女間における暴力を許さない社会づくりを基本的視点とする。

(2) 計画の期間

平成24年度から28年度までの5年間

(3) 計画の内容（別紙のとおり）

○ 施策の体系

3つの基本テーマを掲げ、10の重点目標（2つの重点目標を新設）ごとに施策の基本的方向を設定

○ 数値目標及び具体的施策（参考資料として公表）

実効性のある計画とするため、現行の第2次計画に34項目増やし、81項目の数値目標を設定

2 パブリックコメントの募集期間

8月29日（月）から9月28日（水）まで

3 今後の予定

鳥取県男女共同参画審議会より知事への答申：11月下旬
県議会2月定例会へ附議

「第3次鳥取県男女共同参画計画 中間取りまとめ」概要

計画期間：平成24～28年度（5年間）

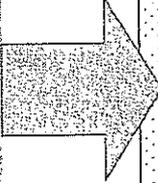
計画の性格

「男女共同参画社会基本法」及び「鳥取県男女共同参画条例」に基づき策定する、男女共同参画社会の形成を促進するための指針となる行動計画

計画策定にあたっての基本的視点

女性の参画による社会全体の活性化

男女共同参画の推進による地域活力の創造



* これまでの取組や社会情勢の変化、国の第3次男女共同参画基本計画を踏まえ、2つの重点目標を新設し、10の重点目標を設定

* 実効性のある計画とするため、現行の第2次計画に34項目増やし、81項目の数値目標を設定

施策の体系

A 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革

1 自治体、企業、団体などで物事を決める場面への男女の参画

- ・ 議会、審議会、自治体での女性の参画、積極的改善措置（ボジティブ・アクション）の推進

- ・ 企業、団体などにおいて、物事を決める場面への女性の参画の推進

- ・ 大学や研究機関など様々な分野における女性の参画の推進

28

2 男女共同参画の理解を広げる広報啓発、学習機会の充実

- ・ 学校教育での男女共同参画の視点に立った学習の充実

- ・ 家庭・社会教育での男女共同参画の視点に立った学習の充実

- ・ 男女共同参画の理解を広げる広報・啓発の推進

- ・ 様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成

- ・ 国際的視野を持った男女共同参画の推進

3 男性や子どもにとっての男女共同参画 <新設>

- ・ 男性にとっての男女共同参画の理解の促進

- ・ 男性の家庭生活・地域活動への参画の推進

- ・ 子どもの頃から男女共同参画の理解の促進

- ・ 子どもの健やかな成長と安全・安心な社会の整備

4 地域の様々な分野における男女共同参画の推進

- ・ 防災・復興分野における男女共同参画の推進

- ・ 地域おこし、まちづくり、観光、環境分野などでの男女共同参画の推進

- ・ 自治会やPTAなど地域活動での男女共同参画の推進

B 職場、家庭、地域において多様な生き方を選べる社会の実現

5 男女がともに能力を発揮できる職場環境づくり

- ・ 女性の能力発揮を進めるための支援

- ・ 雇用の分野における女性の機会の均等と待遇の確保

6 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 <新設>

- ・ 仕事と生活の調和についての理解の促進

- ・ 仕事と生活の調和を推進する取組の支援

- ・ 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護の支援

7 農林水産業、商工業などの自営業での男女共同参画の推進

- ・ 物事を決める場面への女性の参画の推進

- ・ 女性の経営参画の促進と働きやすい環境の整備

C 人権が尊重され、だれもが健康で安心して暮らせる社会づくり

8 男女共同参画の視点に立った高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭などが安心して暮らせる社会づくり

- ・ 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

- ・ 障がい者の自立した生活に対する支援

- ・ 外国人居住者が暮らしやすい環境の整備

- ・ ひとり親家庭など生活上の困難に直面する人々への対応

9 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

- ・ 男女間における暴力を許さない社会づくり

- ・ 安心して相談できる体制の充実

- ・ 配偶者などからの暴力、性犯罪及びストーカー行為などへの対策の推進

- ・ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

10 生涯を通じた男女の健康の支援

- ・ 生涯を通じた男女の健康の保持増進

- ・ 妊娠・出産などに対する健康支援

- ・ 健康をおびやかす問題についての対策の推進

◇「第3次鳥取県男女共同参画計画 中間とりまとめ」◇
皆様のご意見をお寄せください

県では、男女共同参画社会基本法に基づき平成 13 年に鳥取県男女共同参画計画、平成 19 年に第 2 次計画を策定し、男女共同参画社会の実現をめざして様々な取組を進めてきました。

このたび、第 2 次計画が平成 24 年 3 月で終了することから、第 3 次計画の策定に向けて、鳥取県男女共同参画審議会において議論を進めています。

については、この中間取りまとめについて、県民の皆様からのご意見を募集します。

「第3次鳥取県男女共同参画計画 中間とりまとめ」の概要

【計画の期間】

平成24年度から28年度

【計画の構成】

これまでの取組や社会情勢の変化、国の第3次男女共同参画基本計画を踏まえ、4つの基本的視点に立ち、3つのテーマを柱に10の重点目標を定めました。

計画策定にあたっての基本的視点

女性の参画による社会全体の活性化

男性にとっての男女共同参画

男女共同参画の推進による
地域活力の創造

男女間における暴力を許さない
社会づくり

計 画 の 体 系

〈基本テーマ〉

A 男女共同参画の視点に
立った社会制度や慣行
の見直し、意識の改革

B 職場、家庭、地域にお
いて多様な生き方を選
べる社会の実現

C 人権が尊重され、だれ
もが健康で安心して暮
らせる社会づくり

〈重点目標〉

- 1 自治体、企業、団体などで物事を決める場面への男女の参画
- 2 男女共同参画の理解を広げる広報啓発、学習機会の充実
- 3 男性や子どもにとっての男女共同参画 <新設>
- 4 地域の様々な分野における男女共同参画の推進
- 5 男女がともに能力を発揮できる職場環境づくり
- 6 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 <新設>
- 7 農林水産業、商工業などの自営業での男女共同参画の推進
- 8 男女共同参画の視点に立った高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭などが安心して暮らせる社会づくり
- 9 男女間におけるあらゆる暴力の根絶
- 10 生涯を通じた男女の健康の支援

応募方法

- ◇ 郵送、ファクシミリ、電子メール、意見箱への投函(県庁県民課、各総合事務所県民局、県立図書館、鳥取県男女共同参画センターに設置)のいずれでも応募できます。
- ◇ ご提出される様式は任意ですが、このチラシの裏面もご利用ください。

応募期限

平成23年9月28日(水)まで
当日消印有効

計画中間取りまとめの閲覧方法

- ◇ 鳥取県のホームページからご覧になれるほか、県庁県民課、各総合事務所県民局、県立図書館及び市町村役場、鳥取県男女共同参画センターでも閲覧できます。
- ホームページ：

応募-お問い合わせ先

- 鳥取県 企画部 男女共同参画推進課
- ◇ 郵送先 〒680-8570 (郵便番号のみで届きます)
 - ◇ 電話 0857-26-7077
 - ◇ FAX 0857-26-8107
 - ◇ 電子メール danjyo@pref.tottori.jp

平成23年度普通交付税（市町村分）の交付額について

平成23年8月22日
自治振興課

平成23年度普通交付税（市町村分）が、去る8月5日に閣議報告され、本県に通知がありましたので、次のとおり報告します。

記

1 概要

○本県市町村分の普通交付税額は、前年度(当初算定)比1,149百万円の増加(+1.4%)。県内市町村においては14団体が増加。

○普通交付税額に臨時財政対策債発行可能額を加えた額については、前年度(当初算定)比2,572百万円の減少(△2.6%)。県内市町村においては15団体が減少。

◇普通交付税に係る近年の対前年度増減率 * () 内は全国の市町村分

20年度：+5.4%(+3.8%)、21年度：+2.5%(+5.1%)

22年度：+4.7%(+8.6%)、23年度：+1.4%(+4.0%)

◇本年度の予算計上額との対比（普通交付税+臨時財政対策債ベース）

→ 予算割れ団体：米子市（ごみ焼却施設に係る補助金返還に伴う錯誤措置など）

【県内市町村の主な増減要因】

○主な増加要因としては、臨時財政対策債等の元利償還金の増に伴う需要額の増のほか、企業の新規設備投資抑制の影響による固定資産税（償却資産）の減に伴う収入額の減等である。

○主な減少要因としては、下水道事業に係る地方債の償還終了や国勢調査人口の置換えに伴う需要額の減等である。

2 本県の決定額

(単位：千円、%)

区分	普通交付税決定額				普通交付税決定額+臨時財政対策債発行可能額			
	23年度 A	22年度 B	増減額 C(=A-B)	増減率 D(=C/B)	23年度 E	22年度 F	増減額 G(=E-F)	増減率 H(=G/F)
市分	41,968,860	41,979,799	▲10,939	0.0%	49,731,945	51,813,406	▲2,081,461	▲4.0%
町村分	43,233,546	42,073,308	1,160,238	2.8%	47,283,648	47,773,972	▲490,324	▲1.0%
計	85,202,406	84,053,107	1,149,299	1.4%	97,015,593	99,587,378	▲2,571,785	▲2.6%
県分	131,246,227	120,041,285	11,204,942	9.3%	162,452,641	166,553,045	▲4,100,404	▲2.5%

*臨時財政対策債：地方一般財源の不足に対処するための特例地方債（後年度の普通交付税で全額措置）

3 主な団体の増減理由（市町村分）※ただし、臨時財政対策債発行可能額を加えたもので前年度と比較

- ・日吉津村（17.5%増） 固定資産税（償却資産）の減による基準財政収入額の減等
- ・倉吉市（6.4%減） 清掃費の減（施設建設費償還終了）による基準財政需要額の減等
- ・若桜町（5.4%減） 公債費の減（過疎対策債元利償還金の減）による基準財政需要額の減等

4 普通交付税の交付時期

毎年4、6、9、11月に交付（4、6月分は前年度交付額に基づき概算交付済み）

【市町村別普通交付税額】

(単位:千円、%)

区分	普通交付税決定額				普通交付税決定額+臨時財政対策債発行可能額				(参考)
	23年度	22年度 (当初算定)	増減額	増減率	23年度	22年度 (当初算定)	増減額	増減率	23年度 臨時財政 対策債発行 可能額
	A	B	C(=A-B)	D(=C/B)	E	F	G(=E-F)	H(=G/F)	
鳥取市	22,851,306	22,694,084	157,222	0.7%	26,531,507	27,675,825	△ 1,144,318	△ 4.1%	3,680,201
米子市	8,623,561	8,610,611	12,950	0.2%	11,177,950	11,545,068	△ 367,118	△ 3.2%	2,554,389
倉吉市	7,111,901	7,409,995	△ 298,094	△ 4.0%	8,035,151	8,582,375	△ 547,224	△ 6.4%	923,250
境港市	3,382,092	3,265,109	116,983	3.6%	3,987,337	4,010,138	△ 22,801	△ 0.6%	605,245
岩美町	2,459,968	2,475,356	△ 15,388	△ 0.6%	2,698,771	2,804,368	△ 105,597	△ 3.8%	238,803
若桜町	1,655,370	1,691,245	△ 35,875	△ 2.1%	1,776,645	1,877,432	△ 100,787	△ 5.4%	121,275
智頭町	2,594,798	2,592,687	2,111	0.1%	2,795,060	2,877,502	△ 82,442	△ 2.9%	200,262
八頭町	5,187,280	5,037,678	149,602	3.0%	5,629,219	5,677,076	△ 47,857	△ 0.8%	441,939
三朝町	1,985,307	1,900,502	84,805	4.5%	2,177,769	2,168,467	9,302	0.4%	192,462
湯梨浜町	4,456,535	4,155,542	300,993	7.2%	4,872,916	4,743,286	129,630	2.7%	416,381
琴浦町	3,793,816	3,612,934	180,882	5.0%	4,213,273	4,189,458	23,815	0.6%	419,457
北栄町	3,303,637	3,216,845	86,792	2.7%	3,656,681	3,730,528	△ 73,847	△ 2.0%	353,044
日吉津村	200,870	137,453	63,417	46.1%	340,310	289,729	50,581	17.5%	139,440
大山町	5,237,906	5,038,484	199,422	4.0%	5,692,751	5,695,248	△ 2,497	0.0%	454,845
南部町	3,125,672	3,059,553	66,119	2.2%	3,412,987	3,474,059	△ 61,072	△ 1.8%	287,315
伯耆町	3,144,305	3,009,592	134,713	4.5%	3,475,429	3,483,410	△ 7,981	△ 0.2%	331,124
日南町	3,032,213	3,027,053	5,160	0.2%	3,215,786	3,271,373	△ 55,587	△ 1.7%	183,573
日野町	1,746,019	1,798,989	△ 52,970	△ 2.9%	1,874,181	1,979,696	△ 105,515	△ 5.3%	128,162
江府町	1,309,850	1,319,395	△ 9,545	△ 0.7%	1,451,870	1,512,340	△ 60,470	△ 4.0%	142,020
都市計	41,968,860	41,979,799	△ 10,939	0.0%	49,731,945	51,813,406	△ 2,081,461	△ 4.0%	7,763,085
町村計	43,233,546	42,073,308	1,160,238	2.8%	47,283,648	47,773,972	△ 490,324	△ 1.0%	4,050,102
県計	85,202,406	84,053,107	1,149,299	1.4%	97,015,593	99,587,378	△ 2,571,785	△ 2.6%	11,813,187

【参考】全国の決定額

(単位:億円、%)

区分	普通交付税決定額				普通交付税決定額+臨時財政対策債発行可能額			
	平成23年度	平成22年度 (当初算定)	増減額	増減率	平成23年度	平成22年度 (当初算定)	増減額	増減率
	A	B	C(=A-B)	D(=C/B)	E	F	G(=E-F)	H(=G/F)
市町村分	76,938	73,975	2,963	4.0%	100,297	102,827	△ 2,530	△ 2.5%

次期中山間地域対策検討懇談会の開催概要について

平成23年8月22日

中山間振興・定住促進課

中山間地域振興条例の見直し及び次期中山間地域対策の検討を目的として設置している「次期中山間地域対策検討懇談会」の第3回会議（第1回安全・安心部会）を開催し、その概要は以下のとおりです。

- 1 開催日時 8月8日（月）午前10時～正午
- 2 開催場所 県立図書館 小研修室
- 3 協議事項 中山間地域振興施策・事業の内容検討等
（主に「安全かつ安心な定住環境の確保及び充実」について議論）
- 4 主な意見

（1）中山間地域、限界集落の現状について

- ・中山間地域において、ぎりぎり生活保護の対象にならない、公的支援の手が入らない人が要介護状態や認知症になった時にどのようにサポートしていくか、非常に難しい問題。
- ・高齢者のみの世帯や独り暮らしが増える中、もう運転は無理と思われる状態になっても、買い物や通院には自由に動ける車が必要と、高齢者が無理して運転している状況がある。
- ・中山間地域では、独り暮らしの認知症の人が増加しており、地域全体で支えていく必要があるが、どう関わったら良いか分からないという人もあり、難しさを感じる。
- ・犯罪抑止には、地域での見守りや啓発等、犯罪被害に遭わない社会づくりが重要であり、行政やボランティアの目が届かない地域の高齢者に、いかに情報を提供するかが課題。情報が少なく、誰にも相談できない人が被害者になりやすい。
- ・集落の中では、家族同士の繋がりが希薄になっており、雪かき等も行政やボランティアがやってくれるだろうという感覚。防災面からも、家族というものを再認識することも必要。
- ・限界集落では、冬は雪で車が上がれない、頻繁に獣が出没するような危険な地域もあり、また、家の雨漏りを修繕するお金も無い高齢者など、限界集落の厳しい生活実態を目の当たりにすることが多々ある。
- ・中山間地域のガソリンスタンドの数が減ってきており、何らかの対策が必要。
- ・若者がいない集落では、消防団が構成できなくなっており、もっと生産年齢人口の人達が地域の課題に関わっていくことが重要。
- ・奥地の集落では、子供の通学に耐えきれず、便利な地域に出て行ってしまう。人口減少という根の深い問題に対して、長期的、政策的にどう取り組んでいくかが課題。
- ・災害時等の高齢者のサポート体制について、個人情報や地域内で共有することについて了解を取り、家族の連絡先等を把握している集落がある。プライバシーの扱いは難しい面があるが、合意形成ができればこういった取り組みも可能となる。
- ・誰が地域の実態を把握し、誰が相談相手になって、それを誰に繋いでいるのかを把握し、それが継続・自転していく仕組みづくりが必要。
- ・限界集落の住民が、周囲から見てもらっている、気に掛けられている、と思えるような関わり合いが大切であり、それを誰が担っていくかを考えると、長期的な視点での具体的な施策提案に繋がっていくのではないかと。

(2) 日常生活交通の確保、買い物弱者支援について

- ・バス路線のない地域の高齢者の買い物や通院を支援しようと過疎地有償運送を始めたが、亡くなったり施設に入られたりして、近年利用者数が激減している。一人でも利用者があるうちは続けたいが、人口が減ると事業の継続自体が危うくなっていく。
- ・移動販売では、店舗と同じ値段で商品を提供しており、売上げ的には非常に厳しいが、できるだけ利用しやすい値段で、ぎりぎりまで我慢してやっていきたい。
また、先日、病院の看護師が購入車に同行し、熱射病予防の啓発や健康チェックを行った。違法な訪問販売の相談を受けたり、しばらく顔を見せない人の家を訪ねる等もしており、今後でもできる範囲で見守り的な取組みをしていきたい。
- ・買い物弱者の高齢者を対象に、スーパー等への送迎サービスを試行しているが、色々と規制がかかってくる。交通関係の規制緩和はあまり進んでいない。
- ・社会福祉協議会でバスを運行しているが、道路運送法の関係で料金を徴収できないため、必要経費を町の補助や他事業の中で賄っている状況。
- ・医療機関との連携等、移動販売には非常に可能性を感じる。何らかの公的な財政支援のもとに、複数の機能を組み合わせることが可能ではないか。収支が課題だが、受注システムが構築できれば利用もしやすくなる。
- ・買い物支援には、買って来る、一緒に買いに行くという方法もあり、地域の見守り、声掛け活動と絡めて対策が打てればと思う。
- ・町営バスは通院や買い物に利用されている。もう少しきめ細かく回れるよう充実していきたいが、ドライバーの確保が難しいことが課題。
- ・色々な取組事例の情報を提示し、共有する中から地域の実情に応じて具体的にプランニングし、それを行政が支援していくという枠組み、支援のメニューを示すことができると良い。
- ・課題解決のパターンは、外出、配達、巡回、代行であり、この4つの単独か組み合わせ。個々のサービスがバラバラでは成り立たないため、分野や組織の横断、サービスや人・組織の複合化、場所・施設の多機能化、会計の連結等を考える必要がある。また、広域的な地域運営組織など、どの大きさの土俵で複合化するかという議論も必要。

※今後、事務局で論点を整理したうえで、次回以降の会議で更に議論を深めていく予定。

5 今後の開催日程（予定）

区分	地域づくり部会	安全・安心部会	検討内容
5月	(5/27)		条例・施策の現状把握等
7月	1回目(7/12)		施策・事業の内容検討等
8月		1回目(8/8)	施策・事業の内容検討等
	2回目 (8/31開催予定)	2回目 (8/31開催予定)	施策・事業の内容検討等 (県議会常任委員会との意見交換も併せて実施予定)
10月	3回目	3回目	山間集落实態調査結果報告 条例・次期対策の検討等
11月	全体会		まとめ

次期中山間地域対策検討懇談会委員名簿

所 属 等		職 名	氏 名	地域 づくり 部会	安全・ 安心 部会
鳥取大学		副学長	細井 由彦	○	○
鳥取環境大学		教 授	北崎 寛	○	○
島根県中山間地域研究センター		研究企画監	藤山 浩	○	○
とっとり地域連携・総合研究センター		主任研究員	倉持 裕彌	○	○
各 地 区 振 興 協 議 会 代 表	扇の里村づくり推進委員会（国府）	会 長	谷口徳五郎	○	
	大江ノ郷自然牧場（八頭） 竹田地域協議会産業振興部 「ざっこの会」（三朝）	代表取締役 代 表	小原利一郎 岩世 黎子	○ ○	
	元米子市保険年金課長（米子）		星野 好子	○	
	美用レディース加工グループ（江府）	代 表	川上 幸恵	○	
	智頭町社会福祉協議会	福祉	事務局長	津田 英樹	
江府町地域包括支援センター	保健 医療	センター長	藤森 史子		○
前鳥取県警察本部 生活安全部総括参事官	防犯		藤田 洋		○
若桜町消防団	防災	団長	山根 勝		○
特定非営利活動法人たかしろ	交通	理事長	高間 武人		○
鳥取いなば農業協同組合 岩美支店営農経済課	買い物	課 長	河本 純一		○
鳥取市中山間地域振興課		課 長	中村 晃	○	○
八頭町企画課		課 長	藪田 邦彦	○	○
三朝町企画観光課		課 長	松浦 弘幸	○	○
南部町企画政策課		地域振興 専門員	長尾 健治	○	○
日南町企画課		課 長	高見 正司	○	○
鳥取県企画部地域づくり支援局		局 長	岡崎 隆司	○	○